平成２２年（再ロ）第７号

福島県伊達市保原町上保原字細田入24番地15

再生債務者　中村　明博

1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月20日まで

福島地方裁判所

平成２２年（再ロ）第４１号

大阪府大阪市住吉区遠里小野５丁目12番４－501号

再生債務者　山田　　豊

1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月23日まで

4　一般異議申述期間　平成22年７月26日から平成22年８月９日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６号

秋田県仙北郡美郷町六郷字琴平西51番地44

再生債務者　飯沼　昭子

1　決定年月日時　平成22年６月28日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月９日から平成22年８月23日まで

秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再ロ）第１号

大津市枝２丁目８番14号

再生債務者　髙野　　敏

1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月26日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月９日から平成22年８月16日まで

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号

青森市浪岡大字長沼字北藤巻７番地１

再生債務者　西村武一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年６月28日　青森地方裁判所弘前支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第10号

平成22年８月８日に執行する流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 22 年７月６日

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社

地域支社長　宇佐見一夫

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　15人

2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年７月６日　　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

⑴　小学校教諭一種免許状
　平19小一第624号

⑵　中学校教諭一種免許状（数学）
　平19中一第1464号

⑶　中学校教諭二種免許状（外国語（英語））
　平19中二第54号

⑷　高等学校教諭一種免許状（数学）
　平19高一第1806号

2　授与年月日及び授与権者

⑴　平成20年３月24日　千葉県教育委員会

⑵　平成20年３月24日　千葉県教育委員会

⑶　平成20年３月24日　千葉県教育委員会

⑷　平成20年３月24日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地

松本　貴則　茨城県

4　失効年月日

平成22年６月23日

5　失効の理由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十九日

掲載頁　一一六頁（号外第一三六号）

平成二十二年七月六日

東京都新宿区舟町五

（甲）ＳＥホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

代表取締役　速水　浩二

東京都新宿区舟町五

（乙）株式会社クラスエイ

代表取締役　速水　浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年六月八日に終了しておりますが、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　岐阜新聞

掲載の日付　平成二十二年六月十八日

掲載頁　一〇頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年七月六日

岐阜県揖斐郡大野町大字稲畑二〇三番地の一

（甲）株式会社山辰組

代表取締役　馬渕　和三

岐阜県揖斐郡大野町大字稲畑二〇三番地の一

（乙）有限会社サンライズ

代表取締役　馬渕　美由紀

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙の千葉県佐倉市上座字鍬ノ作一一三二番一の一部、千葉県佐倉市上座字鍬ノ作一一三二番一の一部、同一一三二番二の一部、同一一三三番一の一部、同一一三三番二の一部、同一一三三番三の一部、同一一三三番四の一部、同一一三四番の一部、同一一三五番一、同一一三五番二、同一一三五番三、同一一三六番、同一一三七番、同一一三八番、同一一三九番一、同一一三九番二、同一一四〇番一、同一一四〇番三の一部、同一一四一番一、同一一四二番一、同一一四三番一の一部、同一一四七番七番二の一部及び同一一四七番九の地域を開発地域とする千葉県佐倉市上座字鍬ノ作一一四〇番一外二三筆の宅地開発事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年八月八日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十二年七月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十二年六月二十六日

掲載頁　十九頁

（乙）掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十二年六月二十六日

掲載頁　十九頁

平成二十二年七月六日

東京都中央区日本橋久松町一三番五号

（甲）佐川不動産株式会社

代表取締役　金子　　徹

千葉県佐倉市表二丁目一番一号

（乙）日新ホーム株式会社

代表取締役　岡田　定一